

委託仕様書(案)

1 件名

東京芸術祭2022に係るSNSアカウントの運用および、広報の企画・実施業務委託

2 履行期間

契約締結日から2023年3月31日まで

3 履行場所 東京芸術祭実行委員会（以下、「当委員会」という。）の指定する場所

4 事業概要

当委員会は、東京都が掲げる「東京文化戦略2030」を実現する中核的な機関として東京の多彩で奥深い芸術文化を通して世界とつながること及び東京の芸術文化の魅力を分かり易く見せると同時に東京における芸術文化の創造力を高めることを目指し、池袋を拠点として東京芸術祭を実施している。東京芸術祭2022事業の実施に当たり、より戦略的かつ効果的にSNSを活用し本事業のブランディングを図る。

5 委託内容

本事業の特性を考慮し、以下の項目を実施すること。実施に当たっては、当委員会と協議の上決定すること。また、事業実施に係る関係者との調整は、原則として受託者が行うものとする。

(1) SNSアカウントの運用業務

本業務全体を統括し、進行を管理する統括責任者のほか、SNSアカウントの運用業務を遂行する担当者を配置すること。なお、主たる担当者は委託期間を通じて同一の者とし定期的に対面での打ち合わせ等を行うこと。また、運用に際しては、東京芸術祭公式SNSアカウント（Twitter、Facebook、Instagram等）を活用することとし、定期的な広報展開とは別に以下を実施すること。

(ア) 月次レポートの作成（数値取得・分析・考察など）

(イ) 広告・キャンペーンの実施

(ウ) 緊急時の対応

(エ) その他プロモーションにおいて効果的な運用方法がある場合は提案すること。

(2) 広報の企画・実施

契約締結後、速やかに実行委員会事務局と協議の上、SNSアカウントおよびウェブサイトを活用した戦略的・効果的な広報PR計画を策定し、実施すること。なお、広報PR計画は効果的かつ実行可能なものであること。

ア 東京芸術祭を構成する各プログラムの魅力を効果的にプロモーションすることにより、東京芸術祭全体の広報につなげること。

イ メディア露出やSNS拡散につながるような取組等を実施し、幅広い層に東京芸術祭の魅力や楽しさをアピールすること。

ウ 東京芸術祭の認知度向上を図るため、効果的な媒体に出広告を行うこと。媒体の選定に当たっては当委員会と協議を行うこと。

エ 海外に向けた広報業務を実施すること。なお、ターゲットとなる地域及び具体的な手法については当委員会と協議の上、決定する。

6 個人情報の取り扱い、情報セキュリティ及び事故等の対応

(1) 個人情報の保護の重要性に照らし、委託業務の実施にあたっては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」に則りその取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めること。

(2) 個人情報の取り扱い及び情報セキュリティについて体制が整っていることを確認するため、契約締結時に受託者においてこれらを定めたプライバシーポリシー等の規定や情報セキュリティに関する安全管理措置(マニュアル)等を提出すること。

(3) 個人情報の漏えい及び情報セキュリティに関する事故を含め、事業に関係する事件・事故・苦情等が発生した場合には、速やかに当委員会へ報告すること。また、契約締結後速やかに当委員会と調整し、緊急事態発生時の連絡体制を作成すること。

7 支払方法

支払いは月毎とし、月毎の業務報告書の提出を受け履行確認した後に、受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

8 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の掲示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

9 その他

- (1) 実施内容については、契約締結後、当委員会と協議の上、確定することとする。
- (2) 本委託仕様書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は、委託業務の実施に当たっては、この契約に関連する他の法令等を十分に遵守しなければならない。
- (4) 本業務委託により作成した制作物の著作権その他本業務により得た一切の権利は、当委員会に帰属し、受託者は全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を譲渡する。また、受託者は、当委員会が許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 受託者は、本業務委託に係る著作権等の各種権利処理を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務委託により作成した制作物に関して、第三者の著作権その他の一切の権利を侵害していないことを保証する。

10 担当

東京芸術祭実行委員会事務局 村岡

〒1021-0073 東京都千代田区九段北4-1-28 九段ファーストプレイス

8階 アーツカウンシル東京内

電話 050-1746-0996 (平日10時～18時)

FAX 03-6256-8828

E-mail tokyofestival@artscouncil-tokyo.jp